

平成30年3月1日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：伊藤忠商事株式会社
大阪府大阪市北区梅田3-1-3
2. 指名停止措置期間：2ヶ月 平成30年3月1日～平成30年4月30日
3. 事実概要
上記の事業者はJR西日本の発注する業務用制服の納入について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反したことが、平成30年1月12日付け公正取引委員会からの公表により明らかとなったため。
4. 指名停止措置理由
上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第4号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 4 指定区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第11号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

以上